

宋応星『野議』訳注(2)

A Translation and Interpretation of Sung Ying - hsing's *Yeyi* (2)

加 計 三千代
Michiyo KAKEI

はじめに

『天工開物』の著者宋応星は、1636年（崇禎9）政論集『野議』を刊行した。本書では、宋応星が明末社会の直面している各種の問題について彼独自の意見を述べており、『天工開物』が著述された背景などを理解する上で大変重要な政論集であると思われる。そこで、私は前回（注1）本書の序文である「野議序」から訳注を始めた。「野議序」を読むと、産業技術書『天工開物』を著した宋応星が「野」（田舎）に居りながらも、政局に対して大変熱い想いを抱いていたことがわかる（注2）。明末の厳しい状況の下、彼は産業に関する博学者・博物者（注3）であっただけではなく常日頃から社会情勢に心を砕く士大夫であったことが伝わってきて、宋応星という人物に少しではあるが近づくことが出来た様な気がした。

さて、『野議』は「野議序」に引き続き、世運議・進身議・民財議・士気議・屯田議・催科議・軍餉議・練兵議・学政議・塩政議・風俗議・乱萌議の12議にわたって記述している。今回は、この中の「世運議」、「進身議」、「民財議」、「士気議」について訳注を行ないたいと思う。（注4）

はじめに・注

(1) 拙稿「宋応星『野議』訳注（1）」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第30号、2010年。

(2) 「野議序」中に、

「散歸冷署、炊灯具草、繼以詰朝、胡成万言、名之曰《野議》。夫朝議已無欲訥之人、而野復有議、如世道何。雖然、從野而議者無惡、于朝議何傷也。」

と記述されている。

(3) 例えば、『天工開物』の「第八卷冶鑄（鑄造）」に、宋応星の“博物者”としての自負が見える箇所がある。

「附鐵錢 鐵質賤甚、從古無鑄錢、起于唐藩鎮魏博諸地。銅貨不通、始治爲之。蓋斯須之計也。皇家盛時則治銀爲豆、雜伯衰時則鑄鐵爲錢。併志博物者感慨。」〔『天工開物』の原文は、1988年上海古籍出版社刊行（鄭振鐸編）分を使用する。以下同様〕

（付記 鐵錢

鉄というものは非常に安いから、昔から銭には鑄造しなかったが、唐代の藩鎮である魏、博の地で鉄銭が始まった。銅貨が通用しないので、初めてこれを鑄造したのであるが、それは一時的の手段であつたらう。

朝廷の栄えた時には、銀を鑄造して高杯をつくりさえしたが、諸大名が衰えた時には鉄を鑄造して銭をつくったのである。博物者としての感慨をここにあわせししておく。)〔藪内清訳注『天工開物』、平凡社東洋文庫、1969年、p.169〕※ただし内容には誤りがあり、藪内氏の「注」によると「鉄銭はすでに唐以前から行なわれた。」

- (4) 訳注の原本としては、前回同様、1976年上海人民出版社刊行の『明 宋応星佚書四種 野議・論氣・談天・思憐詩』の中の《野議》を使う。

1. 訳注「世運議」

世運議

「語曰、「治極思亂、亂極思治」。此天地乘除之数也。自有書契以来、車書一統、治平垂三百載而無間者、商家而後、于斯爲盛。議者有暑中寒至之懼焉、不知今已亂極思治之時也。西北寇患、延燎中原、其僅存城郭、而鄉村鎮市盡付炬燼者、不知其幾。生民今日死于寇、明日死于兵、或已耕而田荒于避難、或已種而苗槁于愆陽、家室流離、溝壑相枕者、又不知其幾。城郭已陷而復存、經焚而復構者、又不知其幾。

幸生東南半壁天下者、即苟延歲月、而官愁眉于上、民蹙額于下、盜賊旁午、水旱交傷、豈復有隆、萬餘意哉。此政亂極思治之時、天下事猶可爲、毋以乘除之数自沮惑也。」

(訳) 世運議(注1) ※(丸括弧内は訳者による説明。次章以降も同様)

「ことわざに「治が極まれば乱を思い、乱が極まれば治を思う」(注2)と言う。これは、世の中の移り変わりの決まりごとである。文字を作って(注3)以来、車や文字が統一されて(後)、治平が300年間続いて途切れることがなかったのは殷(注4)より以降では我が明こそが盛世である(注5)。論者は、異変を憂うだけで、今はすでに乱が極まってその後治が訪れる時機なのを知らないのだ。西北では寇賊(注6)がわずらわせ、中原を延焼しそこにはわずかに城郭を残しているだけであり、鄉村や鎮市でことごとく燃え尽きたものは数知れない。生きている民は、今日は寇賊に死に、明日は軍隊に死ぬ。或いは、耕していた田はすでに避難の為に荒れ、或いは植えた稲は時候が狂った日光で枯れている(注7)。家族は離れ離れになって流れ、溝や谷に横たわっている者は又数知れない(注8)。城郭はすでに攻め落とされ、しかる後に復た修復され、燃やされて復た構築されたものはその数がわからないほどである。

幸いにも東南の先進地帯(注9)に生れた者は、かりそめにも歳月を延し生きながらえているが、上では官吏が眉をひそめ下では民が(頭を痛めて額に)しわを寄せ(注10)、盗賊がいたるところにいて洪水と日照りは交互に起きている。どうして、隆慶・万暦時代(注11)に復することが出来るのか。これは乱が極まって治を思う時であり、天下の事はなお為すべきことがある。運命だからといって涙にくれるだけではいけないのだ。」

第1章・注

- (1) 世運は、世の盛衰治乱の気運のこと。『野議』を記した当時宋応星が教諭をしていた分宜県について、『分宜縣志』（崇禎元年～十年の）〈災祥〉を見ると、次のような記載がある。

（『江西省分宜縣志』、成文出版社、據清康熙22年刊本影印、1989年、p.185）

「崇禎四年夏地震、居民有自床墜地、屋瓦皆裂。

五年秋地震、冬十二月天雨穀黑色、遍地可食人多拾之至數斗者。

九年夏大旱、穀每擔至八錢。

十年冬十一月、臨藍賊寇袁州震隣驚避。」

（*宋応星は崇禎九年に『野議』、崇禎十年に『天工開物』刊行。）

- (2) 『易變體義』卷一に、

「・・・乱極思治、小人盛極而君子復進。故六陰既極復為五陰而一陽乃為坤之剥焉。」

の記述がある。

また、宋応星と同様明末清初を生き抜いた黄宗羲（1610-1695）も、政治論『明夷待訪録』自序の冒頭を〈乱〉と〈治〉についての記述から始めている。

「余常疑孟子一治一亂之言、何三代而下之有亂無治也。乃觀胡翰所謂十二運者、起周敬王甲子、以至於今皆在一亂之運、向後二十年、交入大壯、始得一治、則三代盛、猶未絕望也。前年壬寅夏、條具為治大法、未卒數章、遇火而止。今年自藍水返故居、整理殘帙、此卷猶未失落於擔頭倉底、兒子某某請完之。冬十月、雨窗削筆、喟然而歎曰、昔王冕倣周禮、著書一卷、自謂吾未即死、持此以遇明主、伊呂事業、不難致也、終不得少試以死。冕之書未得見、其可致治與否、固未可知。然亂運未終、亦何能為大壯之交。吾雖老矣、如箕子之見訪、或庶幾焉。豈因夷之初旦、明而未融、遂秘其言也。癸卯梨洲老人識。」

なお、この「一治一亂」は『孟子』滕文公下の文中に記述がある。

「孟子曰、予豈好辯哉。予不得已也。天下之生久矣。一治一亂。・・・」

- (3) 原文は「有書契」。『易経』繫辭下に

「上古結繩而治。後世、聖人、易之以書契、百官以治、萬民以察。蓋取諸夫。」とある。

- (4) 原文は「商家」。《商》は中国古代の王朝名。殷商ともいう。湯王が夏の桀王を滅ぼしてたて、商と自称した。商は、遠祖の契が都を置いたと伝えられる地名。もと河南の亳に都を置き、のち今の河南省安陽県小屯に移った。その遺跡が殷墟である。紂王のとき周の武王に滅ぼされた。周人は彼らを殷と呼んだ。

- (5) 明朝までの中国の歴代王朝は（*ここでは、所在が確認出来ている王朝のみをあげる）、

〈殷〉（前16世紀頃-前11世紀）→〈周〉（前11世紀-前256。ただしその間、前770-前403春秋時代、前403-前221戦国時代）→〈秦〉（前221-前206）→〈前漢〉（前202-後8）→〈新〉（8-24）→〈後漢〉（25-220）→魏晉南北朝→〈隋〉（581-618）→〈唐〉（618-907）→五代十国→〈北宋〉（960-1126）・〈南宋〉（1127-1279）→〈元〉（1271-1368）→〈明〉（1368-1644）

殷は約500年続いているので宋応星が言うように「治平垂三百載而無間者、商家」であるが、次に長い王朝としては唐(290年)、そして明(277年)が続く。だが、唐は則天武后が国号を周と改め約15年間(690~705)天下を支配し唐は一時途切れるので、宋応星は明朝を「商家而後、于斯爲盛」と位置付けているのだろうか。

- (6) 宋応星が『野議』を刊行したのは1636年(崇禎9)で、反乱軍が官軍を圧倒する少し前の状況だったと思われる。略年表で、その動きの一部を示すと次の通りである。

1628年(崇禎元): 陝西北部に飢饉広がる。陝西省延安府府谷県の王嘉胤ら相次いで反乱を起こす。

1629年(崇禎2): 3月、楊鶴(左副都御史)を陝西三辺総督に任じ、反乱鎮定に当たらせる。

4月、明王朝、駅伝の削減を実施、李自成(延安府出身)ら駅夫多く失業する。

1630年(崇禎3): 3月、王嘉胤、神木渡より山西に侵入。

6月、張献忠(延安府出身)、米脂18寨を率いて反乱を起こし「八大王」と号した。

1631年(崇禎4): 6月、王嘉胤、陽城にて殺される。

7月、余衆、王自用を推して首領とし、その後を統率させ、高迎祥(闖王)、張献忠(八大王)らと連合し、山西に集結する。この時反乱軍は36營、20余万と称した。李自成は闖将と号し、高迎祥に従っていた。

1634年(崇禎7): 1月、明王朝、延綏巡撫陳奇瑜を総督陝西・山西・河南・湖広・四川五省軍事に任じ、反乱鎮圧の専任とする。反乱軍主力四川に入る。

6月、反乱軍主力、漢中の車箱峽に包囲される。

7月、反乱軍、車箱峽に閉じ込められたまま、2ヶ月の連雨と食料不足に悩まされる。李自成、部下の顧君恩の計を用いて陳奇瑜に偽装投降する。陳奇瑜はこれを受け入れるが、反乱軍は危地を脱するや、再び反乱する。

9月、反乱軍主力陝西に入る

1635年(崇禎8): 1月、反乱軍、滎陽に大会を開き、作戦を議す。この後、高迎祥、張献忠、李自成ら東進し、明王室の故郷鳳陽を陥れ、皇陵を焚燬する。

10月、高迎祥、李自成ら、張献忠と合体し河南を攻撃する。

1636年(崇禎9): 3月、高迎祥、李自成軍陝西に入る。この月、明王朝、孫伝庭を陝西巡撫とする。

(谷川道雄・森正夫『中国民衆叛乱史3』、平凡社東洋文庫、1982年、p.325-327参照)

- (7) 宋応星の出身地である奉新県の地方志『奉新縣志』には、崇禎九年(1636年。『野議』著述の年)に次のような記載がある。

「南昌府大飢、米穀騰貴、郷城争相搶奪、巡撫解學龍禁之、弗得以數人、正法乃止。」

(『江西省分宜縣志』、成文出版社、據清同志十年刊本影印、1989年、p.2006)

- (8) 原文では「溝壑(こうがく)」。溝壑は溝や谷間のことで、物を棄てる所であり、「填溝壑」は「みぞにはまる、野垂れ死にする、命を失うこと」である。『墨子』兼愛下には「溝壑に転死す」の言葉が記述されて

いる。また、宋応星が「野議序」で名前をあげている仲長統の『昌言』〈損益篇〉には「貧窮のものは溝壑に転死す」の記述がある。

- (9) 原文の「東南半壁」は中国東南の三日月地帯のこと（下図の「東部半月地域」）。

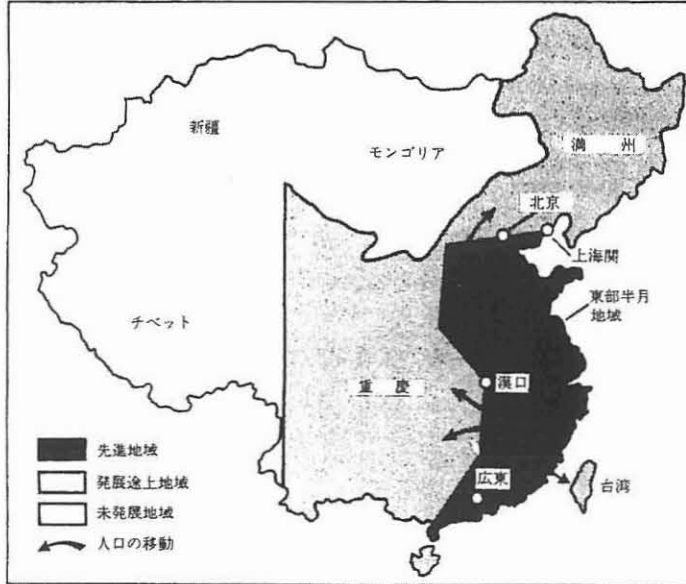


図1-1 清代における人口移動

出典：Yeh-chien Wang, *Land Taxation in Imperial China, 1750-1911* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1973), p. 85 より転載。

(ロイド・E. イーストマン著、上田信・深尾葉子訳『中国の社会』、平凡社、1994年、p.23)

- (10) 原文の「蹙」は、顔や額にしわを寄せること。

『孟子』の「梁恵王章句下」に次のような記述がある。

「臣請爲王言樂。今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、舉疾首蹙額而相告曰、吾王之好鼓樂、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟妻子離散。今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉疾首蹙額而相告曰、吾王之好田獵、夫何使我至於此極也。父子不相見、兄弟妻子離散。」

- (11) 原文の「隆、萬」は、明の第13代隆慶帝、第14代万曆帝の時代のことを指すと思われる。

さて、岸本美緒氏によると、

「成化帝、弘治帝の両皇帝の時代を、明末の人々はしばしば《盛世》として回顧している。」

(『世界の歴史12 明清と李朝の時代』、中央公論社、1998年、p.74)

しかし、宋応星は「世運議」で「豈復有隆、萬餘意哉」と記述しているだけでなく、次の「進身議」でも「隆、萬重熙而後」と記述しており、隆慶帝・万曆帝の時代への想いが強かったように感じられる。宋応星が生まれたのが1587年(万曆15)、そして万曆帝が亡くなったのは1620年(万曆48)宋応星が33才の時、前年2回目の会試に失敗していた。何故、彼は「豈復有隆、萬餘意哉」「隆、萬重熙而後」と隆慶帝、万曆帝への想いが強かったのか知りたいと思う。

さて、その第9代成化帝・第10代弘治帝から明朝最後の皇帝第17代崇禎帝までの皇帝名と在位期間を記すと以下の通りである。

- ⑨ 憲宗朱見深 (成化帝) 1464-1487 <明末の人々が、しばしば《盛世》として回顧>
- ⑩ 孝宗朱祐樞 (弘治帝) 1487-1505 < ♪ >
- ⑪ 武宗朱厚照 (正徳帝) 1505-1521
- ⑫ 世宗朱厚熜 (嘉靖帝) 1521-1566
- ⑬ 穆宗朱載堦 (隆慶帝) 1566-1572 <宋応星が“熙”(光明の)と記述>
- ⑭ 神宗朱翊鈞 (万曆帝) 1572-1620 < ♪ >
- ⑮ 光宗朱常洛 (泰昌帝) 1620
- ⑯ 熹宗朱由校 (天啓帝) 1620-1627
- ⑰ 毅宗朱由檢 (崇禎帝) 1627-1644 <宋応星は崇禎9年に『野議』を記述>

2. 訳注「進身議」

進身議

「從古取士進身之法、勢重則反、時久必更。兩漢方正賢良、魏、晋九品中正、唐、宋博学弘詞、明經、詩賦諸科、最久者百年而止矣。垂三百年、歸重科擧一途而不變者、則惟我朝。非其法之至善、何以及此。

聖主見州邑之間、攻城城破、掠民民殘、錢糧則終日開復報完、而司農仰屋如故。盜賊則終日報功叙賞、而羽書馳地更猖。凡属制科中人、循資擇望而建節者、債壞封疆、紛紛見于前事。保擧一法、欲復里選之旧、以濟時艱、豈得已哉。然薦人之人、與人所薦之人、声應氣求、仍在八股文章之内、豈出他途。且殘破地方、待守令之至、如拯溺救焚。而薦擧中人、必待部咨促之、撫按勸駕、而後就道、銓部核試、而後授官、勸淹歲月、事豈有濟。以寇乱之時、而州縣之缺不補者、三百有餘。此銓政之壞、于人才何與也。

人情誰不願富貴、然先憂後樂、滋味乃長。隆、萬重熙而後、讀書應擧者、竟不知作官為何本領。第以位躋槐棘、階榮祖父、蔭及兒孫、身後祀名宦、入鄉賢、墓誌文章誇揚于後世。至奴虜蠢動、水蘭狂凶、方始知建節之榮、原具殺身之禍。即今四海之内、破傷如是、而小康之方、父望其子、師勉其弟者、只有纂集時文、逢迎棘院、思一得当之爲快。至于得科聯第之後、官職遇寇逢艱、作何策應、何嘗夢想及之。且得第之人、業已兩受隆恩、不奮志請纓、迂延觀望、有懷時平而仕之想、思以殘危之地、付之薦擧中人、與鄉貢之衰弱者、國家亦何借制科爲。司銓法者、一破情面、大公至正、掣籤而授之、即暫受墳怨、而制科增光、實自此始矣。

至兼通騎射法、在所必不行。馳捷挽強、自是行伍中事、文士百十中、即選得一能者、亦何濟于事。先年遼、廣兩經略、一以善射名、一以善騎名、非已然之驗哉。顏真卿在唐、虞允文在宋、彼知騎射爲何物。方張強虜、直樽俎談笑而摧之。由今況昔、何勝慨嘆哉。」

(訳) 進身議 (注1)

「古より士を採用する進身の法は、盛んになったら弊害が出て、時が久しくなれば必ず変わった。前漢・後漢の方正賢良 (注2)、魏・晋の九品中正 (注3)、唐・宋の博学弘詞・明経・詩賦の諸科 (注4) は、最も長いものでも100年で止んだ。300年間、科挙 (注5) 一途に重きをおいて変わらないのは、ただ我が明朝 (注6) だけである。その法が最上のものでなかったとしたら、どうしてここまで続くだろうか。(我が明朝の科挙は最上のものである。)

聖なる天子が地方に目を向けると、城を攻められたり破られたり、民は残酷な目に遭い悲惨な状況に陥っているのに、租税である錢糧は常に取り立てられて完了を報告され、司農 (注7) は手をこまねいて何もしない。盗賊は常に手柄に報いて賞を授け、急を告げる檄文は地を馳せ更に猛々しくなっている。凡そ「制科中人」(科挙で合格した人) (注8) は、資力と望に託されて役人の官職を得る者であるが、国境を壊滅させ、今まで乱れさせた多くの事例がある。「保舉一法」で (注9) 昔の里選に還して時局の困難を救おうとするが、もはやそれはできない。なぜならば、人を推薦する人は推薦される人と声気を通じているのであり、だから (官吏の登用は) 八股文章 (注10) の中に存在するのであって、他の登用法では駄目である。しかも、破壊された地方では、守令 (注11) がそこに着任するのを待っているが、それは非常に緊急を要するものである。それなのに「薦舉中人」(推薦によって任官する人) は、「部咨」(吏部からの咨文) を待ってこれに問いはかり、壮行式を行なった後に道に就く。(そして) 吏部によって派遣され後に官を授けられる。(このように) ややもすればとても歳月がかかるので、事が間に合わない。寇賊の乱の最中に、州県の欠員が補足できないのが300余りある。これは人材登用の弊害であり、人材とは関係がないのである。

人情では誰も富貴を望まないものはいないが、人の上に立つ者は天下の人々が憂う前に心配し、天下の人々が楽しんだ後に楽しむべきで (注12)、そうすれば長く味わうことが出来る。隆慶・万暦時代の光明の後、勉強して科挙を受験する者は結局官になるとはどういう本質なのかを知らない。ただ朝廷に登って、父や祖父に高い地位を与え、その蔭は子孫が官を得ることにまで及び、またその身は後に名臣として祀られ、郷賢祠に入り、墓誌の文章が後世において称揚されることを願うだけである。しかし混乱になった社会になって、官職を得るということが自らの死を招く災いと隣りあわせだということを初めて知る。すなわち今、四海の内 (中国) では傷が破れることは是の如くであるが、小康の地方では父がその子に望み師がその弟子を励ますのは、時文を纂集して (進士の) 試験に逢迎し、科挙に合格することを快しとする。科挙に合格した後に、官職について寇賊に遭遇し困難に逢った際にどのような対策を立てていいのか、そういうことは夢にも思わない (夢想だにしない)。且つ「得第之人」(科挙に合格した人) は、科挙に合格し官吏になれたという2つの恩を受けながら、(危険な場所に) 任官することをいやがり、ぐずぐずと様子を見ていて平和になったら任官しようと考え、危険な地には、これを「薦舉中人」(推薦によって任官する人) と「郷貢之衰弱者」(郷里で選ばれた役に立たない者) にゆだねようとしている。それにもかかわらず国家はなぜ「制科」(科挙) の力を借り

ようとするのか。選考の法を司る者は、一に情面を打ち破って、公正にくじを引きこれを受けざるべきである。するとすぐに怨みを受けるかもしれないが、「制科」(科挙)は威厳が増すのだからそれはきちんとやらなければならない。

騎射法に至っては、どこもそれを行なわないでいる。馬を速く走らせ弓を引いて、行軍にあたるようなものは、文士110名のうちよく出来るものが一人いたとしても、また何の役に立つだろうか。先年、遼東・広寧の両経略で(注13)、一人は善い射名を以って、一人は善い騎名を以って活躍したが、このことによりすでに検証されたのではないだろうか。顔真卿(注14)は唐にて、虞允文(注15)は宋にて、騎射は何たるかを知っていた。まさに強い夷賊に対して弓を張り、宴席で談笑して外交交渉をし、夷賊を粉碎した。今を昔と比べると、今の状況は慨嘆に耐えられない。」

第2章・注

(1) 「進身之階」で出世の階段、出世の道のこと。

『野議』の「進身議」では、宋応星が明代の科挙を最上のものとして誇りながら、その人材登用制度の修正について述べていると思われるが、宋応星自身は1615年(万暦43)南昌の郷試に合格して挙人となった後、1616年(万暦44)から1631年(崇禎4)まで6度会試を受験しすべて不合格だったとされている。これは中国での宋応星研究の第一人者潘吉星氏の長年の探求によるものであり、潘氏は宋応星が1616年、1619年、1622年、1625年、1628年、1631年の6回会試を受験したとしている。しかし、従来は「5回受けてすべて不合格」とされてきた。

藪内清氏は『天工開物』(平凡社、1969年)の解説の中で、次のように述べている。

「(宋応星の)兄の応昇は五度北京に赴いて会試を受けたが失敗し、ついに広東の地方官となり、清廉な官吏として知られた。応星自身が会試を受けたかどうかは明らかではないが・・・」(p.370)

つまり、宋応星の「五度会試を受けた」とする説は、兄の宋應昇についての史料が元となっていると思われる。その中の一つ、『奉新縣志』の「人物二 舉人」<宋應昇>の欄では、

「宋應昇、字元孔、應星之兄、與弟同魁、其經五詣禮闈不第・・・」

と記述されている。(前掲書、p.1106)

また、胡道静氏は「『天工開物』とその著者宋応星」(渡部武訳『中国古代農業博物誌考』、農山漁村文化協会、1990年)の<五回の科挙落第>の中で、下記のように述べている。

「・・・29歳の時に兄の応昇とともに郷試に合格した。その年の冬、両兄弟はともに北上して首都北京に行き、翌年の会試に応じたが、二人とも試験に失敗してしまった。以後、万暦47年(1619)・天啓3年(1623)・天啓7年(1627)・崇禎4年(1631)の合計4度も上京して会試を受けたが、いずれも失敗の悲運を喫することになった。5度も公車で召されながら及第せず、すでに年齢も45歳に達していたので、彼は科挙に対して絶望し、立身出世をあきらめるようになっていった。そして崇禎7年甲戌(1634)に江西省分宜県の教諭に赴任していった。」(p.168)

この宋応星の会試受験は、北京への北上時に『天工開物』に対するデータ収集もしたのであると言われており、その点からでも大きな意味を持つと思われるので、注意をして〈5回会試説〉〈6回会試説〉を調べていきたいと思っている。

- (2) 「方正」、「賢良」そして「文学」は漢代の官吏登用の推薦科目。文帝2年（前178）と文帝15年に方正、賢良の推挙が始められたが、文学についても同じ頃始められたようである。これは諸侯王や中央、地方の長官に対して、方正、賢良、文学に該当する有能者を推薦させる方法で、文学によって昇進した晁錯や、塩鉄専売などに反対した茂稜の賢良唐生や、魯国の文学方生らがいる。『漢書』の〈董仲舒伝〉に「陛下舉賢良方正之士」とある。
- (3) 「九品中正法」は、魏晋南北朝の官吏登用法。漢代の郷挙里選に代って魏の時に始められたもの。地方の州郡に中正という官をおき、その地方の人物を9等に評価させ、その判定に基づき登用。九品官人法。
- (4) 「博学弘（宏）詞」は、人材登用の科目の名で、唐の開元中、陸贄が博学宏詞を以って挙げられ宋に至って正式科目となる。初めは宏詞科といい、紹興3年この名となる。「明経」は、科挙の科目の1つで、聖人の経書に関するもの。
- (5) 「科挙」は、科目に応じて試験される意の官吏登用試験。隋代に始まり、唐では秀才・進士・明経などの6科に分け、経典・詩文などを試験した。宋以後、科目は進士だけとなり、郷試（宋では解試）・会試（宋では省試）・殿試の3段階から成る。清末、1905年に廃止。
- (6) 黄宗羲は『明夷待訪録』の「取士（官吏選抜法）上」の冒頭で、次のように明朝の官吏選抜法について語っている。

「取士之弊至今日制科而極矣。故毅宗嘗惡之也、爲拔貢保舉准貢特授積分換授、思以得度外之士。乃拔貢試、猶然經義也。考官不遣詞臣、屬之提學、既已經於解試矣。保舉之法、雖曰以名取人、不知今之所謂名者何憑也。勢不得不雜以賄賂請託。及捧檄而至、吏部以一義一論試之、視解試爲尤輕矣。准貢者用解試之副榜、特授者用會試之副榜。夫副榜黜落之餘也。其黜落者如此之重、將何以待中式者乎。積分不去貲郎、其源不能清也。換授以優宗室、其教可不豫乎。凡此六者、皆不離經義、欲得勝於科目之人、其法反不如科目之詳。所以徒爲紛亂而無益於時也。」

（官吏選抜における弊害は、現今の制科にいたって極点に達した。それで毅宗（崇禎帝）はかつてこれを憂えたので、拔貢・保舉・准貢・特授・積分・換授を設け、制度に拘束されない人物を得ようと思った。ところが、拔貢の試験はあいも変わらず經義そのままである。試験官として学者をつかわさないで、提學にまかせるから、最初から解試よりも程度が低いにきまりきっている。保舉の制度は、名声で人をとるとは言っているが、いまのいわゆる名声なるものが何によってきまるのか分からない。いきおい、まいないや頼み込みが介在しないわけにはいかない。出頭命令書をささげて出頭した場合、吏部がきわめて簡単な試験をするのだから、解試とくらべると、とくに程度が低いのである。准貢というのは解試の副榜を採用し、特授というのは会試の副榜を採用する。いったい副榜は落第のふるい残りである。落第者がこのように重んぜられるならば、そもそも合格者にどんな待遇をあたえるつもりであるか。積分は貲郎（買官者）を除か

ねば、そのみなもとは清めることができないのである。換授は皇族一族を優遇するためのものであるが、その教育はあらかじめ施しておかなくてよからうか。およそこれら6つのものは、みな経義から離れていないから、科目よりもすぐれた人物を得たいと思っても、その方法はかえって科目の詳細であるのには及ばない。いたずらに紛乱をおこして時局に益がない所以である。(西田太一郎訳、平凡社、1964年、p.58-59)

- (7) 司農は、農業を掌る官名。今の農商務大臣の如きもの。
- (8) 「制科」とは、「制舉」のことで、天子親ら詔して舉人を試験すること〔唐書、選舉志〕(『字源』)。しかし、黄宗義『明夷待訪録』「取士 上」の中の「制科」を後藤基巳・山井湧氏は「科挙制度」と訳している(『明末清初政治評論集』、平凡社、1971年、p.76) ことなどから、拙訳では、「制科」は「科挙」を指すものと考え。
- (9) 「保舉」とは、特別の技能・学識、又は功績ある者を、其の上官から奏請して、好職に任命すること。即ち科挙の例外としての特別任用の手続きをいう。
- 小野和子氏によると、
- 「温體仁は・・・八股文というペーパーテストによってのみ人材を登用することの誤りをいい、有能なる人材を責任をもって推薦するという保舉制度を導入するとともに、併せて推薦者に連帯責任をもたせることによって事態の改善を図ろうとしたのである。崇禎帝はこれを批准し、保舉の令が下がった。張溥らは直ちに各府の社長と連絡し、復社人員の推薦者名簿を作成させた。」
- この時、保舉された復社関係者の一人に、宋応星の友人陳弘緒がいた。
- (『明季党社考-東林党と復社-』、同朋舎出版、1996年、p.467-468)
- (10) 「八股文」の「股」は対偶の意で、明初から清末まで科挙の科目に用いられた一文体。四書五經の句を題に出し、対句法によって一定の方式に構成して論述するもの。制義文。
- (11) 守令は太守と邑令のこと。
- (12) 原文の「先憂後樂」は、范仲淹の語。衆人より先に憂い、衆人より後に楽しむ。志士仁人の国家に対する心がけをいう。范仲淹は、北宋屈指の名臣で名文家としても知られ、特に『岳陽樓記』が有名である。
- (13) 潘吉星氏によると、原文の「先年遼、廣兩經略」とは、「他(宋応星)指出天啓年間遼東、広寧兩經略(熊廷弼及王化貞)、均通騎射、但皆敗于清兵。」(『宋応星評伝』、南京大学出版社、1990年、p.286)
- (14) 顔真卿は、唐の忠臣・書家。楷・行・草に巧みであった。737年進士に及第した。平原の太守として安史の乱に大功を立て、のち吏部尚書・太子少師。李希烈が反した時、これを招諭することを命じられたが捕らえられ、監獄の後に殺された。(709-785)
- (15) 虞允文は、1153年進士に及第した。中書舍人、直学士院に叙せられた。1161年、海陵王率いる金軍が南下したとき、迎撃した南宋の將軍・王権は、一戦もせず採石磯まで退いてしまった。南宋陣営が色を失う中、江淮軍の參軍として従軍していた虞允文は、水軍を叱咤し、海鱸船と呼ばれる巨艦を敵船に体当たりさせて撃破した。四川宣撫使などを歴任した。(? ~1174)

3. 訳注「民財議」

民財議

「普天之下、「民窮財盡」四字、蹙額轉相告語。夫財者、天生地宜、而人功運旋而出者也。天下未嘗生、乃言乏。其謂九邊爲中国之壑、而奴虜又爲九邊之壑、此指白金一物而言耳。

財之爲言、乃通指百貨、非專言阿堵也。今天下何嘗少白金哉。所少者、田之五穀、山林之木、墻下之桑、洿池之魚耳。有饒數物者于此、白鎊黃金可以疾呼而至、腰纏篋盛而來貿者、必相踵也。今天下生齒所聚者、惟三吳、八閩、則人浮于土、土無曠荒。其他經行日中、彌望二三十里、而無寸木之蔭可以休息者、舉目皆是。生人有不困、流寇有不熾者。所以至此者、蚩蚩之民何罪焉。

凡愚民之所視效者、官有嚴令而遵之。世家大族、顯貴聞人、有至教唱率而听從之。百年以來、守令視其□□爲傳舍、全副精神尽在饋送邀譽、調繁內傳。邇來軍興急迫之秋、又分其精神、大半拮据、催征參罰、以便考成。知畎畝山林之間、窮檐蔀屋之下、爲何如景象者。富貴聞人、全副精神只在延師教子、聯綿科第、美官室、飾厨傳；家人子弟、出其称貸母錢、剝削耕耘蚕織之輩、新穀新絲、簿帳先期而入彙、遑恤其他。用是、蚩蚩之民、目見勤苦耕桑、而飢寒不免、以爲此無益之事也。擇業無可爲生、始見寇而思歸之。從此天下財源、遂至于蕭索之盡；而天下寇盜、遂至于繁衍之極矣。

說者曰、「富家借貸不行、隱民無取食焉。」夫天賦生人手足、心計糊口、千方有餘、称貸無路、則功勞奮激而出。因有称貸助成慷慨、甚至左手貸來、右手沽酒市肉、而饘糜且無望焉。即令田畝有収、績蚕有緒、既有称貸重息、轉昝輸入富家；銜鏹筐箔未藏、室中業已縣罄。積壓兩載、勢必子母皆不能償、富者始閉其称貸而絕交焉。其時計無復之、有不從乱如歸也。夫子母称貸、朘削釀乱如此、而当世建言之人、無片語及之者何也。蓋凡力可建言之人、其家未必逸此舉也。材木不加于山、魚鹽蜃蛤不加于水、五穀不加于田疇、而終日割削右捨左隣以肥己、兵火之至、今而得反之、尚何言哉。」(□□は欠字)

(訳) 民財議

遍く天下のもとで、「民窮財盡」の4文字は、(われわれ士大夫が)額を寄せ集めて(「困ったものだ」と)相告げる言葉である。そもそも財というものは、天がその地に合わせて生じさせたものであり、人間の技が加わりあちこちに運ばれることによって生じる(注1)。天下でいまだに生じないものを、乏と言う。(九つの辺境の地である)九辺(注2)は中国の「壑」(銀を吸い尽くす場所)を為し、北方異民族はまた九辺の「壑」(銀を吸い尽くす場所)を為すと言うが(注3)、これは(北方異民族の平定には銀が必要だったので)ただ銀という一つの物を指して言うのみであり、天や地によって生ずる様々な財を言っていない。

「財」と言うのは普通は百貨のあらゆる物を指し、ただ金銭(注4)だけを言うのではない。今、世間ではどうして以前より銀が少ないことがあろうか(銀が少ないことはない)。少ないものは、田の五穀、山林の木、堀の下の桑(注5)、池の魚のみ。こうした生産物が豊かであれば、銀や金はそれに自然に集まり、腰に(銭の)かごをつけた商人が必ずやってくる。今、天下で人口(注6)の多

い所は、呉（注7）や福建で、そこでは人が多くて耕されていない土地はないぐらいだ。その他の土地では日中に歩いて、2、30里見渡しても（耕しつくされて）少しの陰もないので休息出来ず、見渡す限りこの通りである。人々が困窮している以上、流寇が激しくならないわけではないだろう。ここに至る理由において、無知な民に何の罪があるだろうか。

およそ「愚民」が力をつくすのは、官に厳命があるのでそれに従うのである。名門の一族や身分の高い有名な人が教えを唱え率いるので、これを聞いて従うのである。百年以来、守令はその□□を視て腰掛とみなし、すべての精神は尽く（上の役人に）物を贈り覚えを良くしてよりよいポストを得ることにある。近来、軍が興って急迫の秋、その関心が別の方向に向かい、大半はあくせくとして税の徴収を促し、役人としての評価をよくしようとする。田畝と山林の貧しい家屋の下では、どういう状況なのかを知っているのだろうか。財産も地位もある人は、すべての関心は子弟の教育と合格者を絶やさぬようにすること、家を美しくし、お墓を飾ることにある。その家人や子弟は元金を「称貸」（注8）するところから始めて、耕耘や養蚕機織りの人たちを搾取し、新しい米と新しい生糸の時期になると、貸付帳を開いて（これまでの）借金を取り立てようとし、その他のことは考えない。そのため、民は耕桑に勤苦しても飢えや寒さから逃れられず、益なしの事と見なすようになってしまうのである。耕桑で生きていけないので、盗賊を見てそのもとに参集してしまうのである。このことによって、天下の財源から遂に尽きてしまって、天下の寇盜は遂に増殖の極みに至る。

論者は「裕福な家が貸借を行なわなければ、無名の（貧しい人々）は食べることは出来ない」と言う。しかし、本来の「天」は人に手足を授け様々な工夫して生きていく手段を与えており、借金が出来なければ一生懸命に働いて頑張るものである。「称貸」があることによって怠けるのを助長し、甚だしきに至っては借りてきたお金を酒や肉に使ってしまい、（その後は）家族もおかゆさえも食べれない。たとえ田畝に収穫があり生糸の生産にある程度見通しがついても、すでに「称貸」があるので、あっという間に富家につき込まなければならない。鎌や籠、箔は蔵になく、室内の仕事は中途のままである。利息の重圧が2年続くと、必ずや利息と元金は返せず、富者はここで初めて「称貸」するのを止めて交際を絶つ。だが、その時になって生きていく手段を取り戻すことはできず、そのため乱に従うのは当然ではないのか。そもそも利息と元金の「称貸」は、身を削らせ乱を醸成することこれの如くであるのに、当世の建言の人はこれに少しでも言及しないのは何故だろうか。思うに建言するだけの力のある人は、貸付をしているからだ。材木は山になく、魚や塩・貝類は水になく、五穀は田畑にないのに、常に金貸しを通じそれでおのれを肥らせ、兵火が至るや今度はかえって儲けるとは、この上何を言うことができるか（もう何も言うことはない）。

第3章・注

(1) 『天工開物』の「1. 乃粒（穀類）」の初めの文にも、次のような表現が見られる。

「生人不能久自生、而五穀生之。五穀不能自生、而生人生之。（人間は五穀によって養われなければ、長

く生きられない。しかしその五穀も自然に生えるのではなく人間が育てるのである。』

(藪内清訳注、前掲書p.3)

- (2) 九辺とは、明代でいう九つの辺境の地のことで、遼東・薊州・宣府・大同・山西・延綏・寧夏・固原・甘肅を指す。
- (3) 岸本美緒氏によると、
- 「(明代) 長城の整備にともなって、北辺には9つの軍管区が設けられた。これら北方の軍管区にはそれぞれ総兵官が置かれ、常時数万の軍隊が駐屯し、大量の軍需物資が投下された。」「9つの軍管区の一つ東は遼東鎮で、これは長城東端の山海関よりずっと東方だが、この地域でも土塁が作られ、女真に対する防衛線とされた。そこから順次西に向けて、薊鎮・宣府鎮・大同鎮・太原鎮・榆林鎮・寧夏鎮・固原鎮・甘肅鎮となる。そのうち、北京防衛の中心となるのが薊鎮と宣府鎮であった。」(前掲書、p.74-75)
- (4) 原文の「阿堵(あと)」は、六朝時代の口語で「この」という意味。「阿堵物」で銭を意味する。
- (5) 桑は養蚕に用いるため多くは畑や山地に栽植されている。
- 『天工開物』の「2. 乃服(衣服)」<葉料(桑の葉)>によると、
- 「欲葉便剪摘、則樹至七八尺、即斬截當頂。葉則婆娑可拔伐、不必乘梯緣木也。(桑の)葉を摘みやすくするには、樹が7、8尺になると、すぐその頂上の所を切りはらう。葉は横にひろがって茂り、容易に引っぱって切りとることができ、梯子をかけたりに木に登ったりする必要はない。」(藪内清氏、前掲書p.43)
- と記述されている。
- (6) 原文の「生齒」で人口、家族数。昔は乳齒が生えたと戸籍に登録した為。
- (7) 原文の「三吳」は、吳の地を呉郡・呉興・會稽の三つに分ける称である。
- (8) 「称貸」は、金を貸し付けて利息をとること。または、借りること。

4. 訳注「士氣議」

士氣議

「国家扶危定傾、皆借士氣。其氣盛與衰弱、或運會之所爲耶。

氣之盛也、刀鋸鼎鑊不畏者、有人焉；其衰也、聞廷杖而股栗矣。氣之盛也、萬死投荒、怡然就道者、有人焉；其衰也、三徑就閑、黯然色沮矣。氣之盛也、朝進階爲公卿、暮削籍爲田舍、而幽憂不形于色者、有人焉；其衰也、台省京堂、外轉方面、無端愠恨矣。氣之盛也、松菊在念、即郎銜數載、慨然挂冠者、有人焉；其衰也、即崇階已及、髦期已屆、軍興煩苦、指摘交加、尚且麾之不去、而直待貶章之下矣。氣之盛也、班行考選、雍容讓德、有人焉；其衰也、相講相嚷、賄賂成風、甚至下石傾陷同人而奪之矣。氣之盛也、庭參投刺、抗志而爭者、有人焉；其衰也、屈己尊呼、非統非屬、而長跪請事、無所不至矣。氣之盛也、布衣適體、脫粟飯資、而清操自礪者、有人焉；其衰也、服裝不潔、厨傳不豐、即醜顏發緒而以爲恥矣。氣之盛也、一令之疏、一師之敗、一節之怠慢欺誤、上章自首者、有人焉；其衰也、掩敗爲功、侈幸存爲大捷、而微幸朦朧之不暇矣。氣之盛也、

領郡之邑、艱危不避者、有人焉；其衰也、擇缺而幾、祝神央分、遍挈重債、賄賂滋彰、既欲其靖、又欲其羶、然後快于心矣。氣之盛也、蕃兵虜騎攻城掠野、宰官激灑忠義、冒矢撾鋒而成功者、有人焉；其衰也、疲弱亡命、斬木揭竿、諜報隣寇入疆、而当食不知口處、妻子爲虜而不能保者、不一而足矣。

夫氣之衰者、上以功令作之、不以學問充之、兄勉其弟、妻勉其夫、朋友交相勗、可返而至于盛。不然、長此安窮也。」

(訳) 士氣議 (注1)

「国家が危いのを助け傾いているのを落ち着かせるには、皆士大夫の「氣」が必要である。その「氣」が「盛」であるか「衰弱」であるかは、世のめぐり合わせだろうか。

「氣」の「盛」では、刀鋸や鼎鑊といった刑具(注2)を畏れない人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、廷杖(の音)(注3)を聞いただけで足が震える(注4)(人がいる)。「氣」の「盛」では、命の危ういような危険なところでも命を顧みず行く(注5)人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、安全なところでのんびりしていても(注6)暗く活気がない(人がいる)。「氣」の「盛」では、朝階級が上がって公卿になり、夕方罷免されて郷里に帰ったとしてもまったく憂いていない人がいるが、たいした人物である(注7)；その「衰」では、中央の高級官僚や地方の有力官僚であってもゆえなく憤り恨む(人がいる)。「氣」の「盛」では、どんな環境にあってもプライドを持ち、数年低い官位にいてもあっさり官を辞めてしまう人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、高い階級にすでに達して相当の年齢になり軍興がしきりにおこり、(その軍興に対応できなくて)批判を受け苦しんでいるのに、なおかつ官位を去らず、ずっと辞職勧告が下るまでしがみついている(人がいる)。「氣」の「盛」では、試験で順序があるのに鷹揚と順位を譲る人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、声高に主張し賄賂を好み、甚だしきは同人を陥れ(その地位を)奪い取るまでに至る(人がいる)。「氣」の「盛」では、法廷に名刺を出し自分から出向いて行って高い志をもって争う人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、へつらって繋がりもないのに長く相手に跪きお願いをして(自分の利益のためには)何でもする(人がいる)。「氣」の「盛」では、体に合った服を着て質素な食で客をもてなし清貧の中で自分で努力を惜しまず常に自分を高めている人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、不潔な服を着ていいかげんに客をあしらひ自分だけ酒によって赤ら顔で恥としない(注8)(人がいる)。「氣」の「盛」では、ささいな自分の失敗・ちょっとした軍の敗北・わずかな怠慢や欺誤でさえも上章して自分の罪を認める人がいるが、たいした人物である。その「衰」では、敗北を覆って功と為し、辛勝を大勝利と為し幸運にもごまかし通すことに一生懸命である(人がいる)。「氣」の「盛」では、自らが統治する地方で艱難や危険を避けない人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、官吏のポストをいくつか選び神頼みにして、分け前にあずかろうとして重い借金をして(注9)賄賂に精を出し、叛乱の平定を欲しているかと思えば(自

分の利益になるように) 叛乱があるのを欲し、しかるのち自分の利益を計る(人がいる)。「氣」の「盛」では、北方異民族の兵や騎兵が城を攻め野を掠めても長官として忠義を尽くし、そして矢や鉾先をもとせず功を為す人がいるが、たいした人物である；その「衰」では、疲弱した命知らずの者たちは自分たちが叛乱を起こし(武装起義)、(さらに)敵陣に投じて近隣の流寇に情報を知らせ入境させても、食さえもままならず妻子の生命さえ守れない者がたくさんいる。

そもそも「氣」が「衰」の時には、上に立つ者は法令を作り下の者は学問をしてそれに応え、(そして)兄はその弟を励まし、妻はその夫を励まし、友達はお互いに励まし合うことによってめぐりめぐって「盛」に至ることが出来る。そうでなければ、この窮状がひたすら長引くだけである(ので、これらのことを行なって「盛」に至るようにしないといけない)。

第4章・注

(1) 藪内清氏は、『天工開物』(前掲書)の解説の中で、『天工開物』著述の動機について次のように述べている。

「宋応星がこの書を著わした動機は、巻首の序文や各部門の初めの文によって窺い知ることができる。すなわちこの書は、対象を当時の支配階級であったインテリ層におき、これらの人々が日常生活に恩恵を蒙りながらも生活必需品の生産工程を知らず、時には農家の人々を軽蔑する態度に、軽い憤りさえ感じて書いたことが知られる。」(p.366)

動機について、私自身は「インテリ層への憤り」だけでなく、それ以上のものが関係していたと思っているが、この『野議』の「士氣議」を読むと確かに宋応星の「インテリ層への憤り」「士大夫への鼓舞」が感じられる。藪内氏が言われるように、宋応星はインテリ層・士大夫へそのような気持ちを強く持っていたことが、この「士氣議」で確認できる。

さて、宋応星は『天工開物』の中で「インテリ層への憤り」や「士大夫への鼓舞」と感じられる文を数ヶ所記述している。例えば、「1. 乃粒(穀類)」の<初めの文>には、

「執裨之子以赭衣視笠蓑、經生之家以農夫為詬詈。晨炊晚饌、知其味而忘其源者衆矣。」

(貴族の子弟は百姓をまるで囚人のように考え、学者の家では農夫をさげすんでいる。朝夕の食事に五穀を味わいながら、その由来を忘れた人々は多い。)(藪内清氏、前掲書p.3)

また、「2. 乃服(衣服)」の<初めの文>には、

「乃杼軸遍天下、而得見花機之巧者、能幾人哉。治亂經綸字義、學者童而習之、而終身不見其形像、豈非缺憾也。」

(こうして機織りは天下に普及しているが、実際に花機の巧妙さをみられるのは、いったい何人あるであろうか。学問するものは、治乱経綸という字の意味を子供の時から習うが、ついに一生を終えてもその実際をみないのは、まことに残念なことではないか。)

(藪内清氏、前掲書p.38)

と記している。明末には、骨太の士氣のある人々が数多く名を残しているが、実際には「氣」のない士大

夫も大勢存在したと思われる。

- (2) 「刀鋸鼎鑊」は皆、人を刑する具。その中、「鼎鑊」は人を煮るかま。
- (3) 「杖」は人をむちうつ棒のことで、五刑（笞・杖・徒・流・死）の一つ。
- (4) 原文の「股票」は、おそれて足がふるえること。
- (5) 原文の「萬死投荒」は、「萬死」が萬が萬まで死ぬべき場合のこと、「投荒」が遠くへ竄逐させられることである。中唐の文学者で官僚であった柳宗元の詩に「一身去國六千里、萬死投荒十二年」の一節がある。柳宗元は、793年（貞元9）の進士で礼部員外郎となり、王叔文をリーダーとする反宦官派の少壮官僚として朝政の改革を志したが挫折し、邵州刺史からさらに永州司馬に左遷され、のち柳州（江西省）刺史となって任地で没した人物である。
- (6) 原文の「三徑」は、隱者などの庭園のことで、彭沢の県令となったにもかかわらず80日で辞職し帰郷するに至った心境を記した陶淵明の「帰去来辞」（405年作）に、「三徑就荒、松菊猶存。」とある。
- (7) 宋応星の少年時代の恩師、鄧良知も官僚を辞め帰郷した人物の一人である。潘吉星氏の『宋応星評伝』（前掲書）によると、
「天啓初（1621）鄧良知在福建任内、因忤魏忠賢閹党、“未逾年、解組（辞官）帰里”。」（p.183）
- (8) 原文「其衰也、服裳不潔、厨傳不豊、即醜顔発緒而以爲恥矣。」の下線部分は、明らかに「不」が抜けているのではないだろうか。
- (9) ポストを得るのにお金が必要なため。

考察と展望

本論文では、『野議』の「世運議」、「進身議」、「民財議」、「士気議」の訳注を行なった。各議で述べられていることを考察してみると、以下のようになるとと思われる。

まず「世運議」では、宋応星は、約300年間治平が続いていた明朝も今や「乱が極まり治を思う」時であると繰り返し述べている。西北では寇賊がわずらわせ、民は寇賊や軍隊、洪水や旱などの自然災害などに困窮しているが、宋応星たち自身は運命だと涙にくれるのではなく天下の事を為すべきだと主張している。従来、『天工開物』の序文で、宋応星は「幸生聖明極盛之世」（幸いにも聖明な天子の下、極盛の世に生まれあわせ）と述べ明末の物情騒然たる様子に一言も触れていないため、それは北京から遠く離れ江西の一隅に居住していたことや中国読書人の時局に対する無関心さが関連しているのだろうと言われてきたが（注1）、「世運議」を読むと、実は彼は時局に無関心どころか大変関心がある人物であったことが伝わってくる。

次に「進身議」では、300年間変わらない明朝の科挙は最上のものとしながらも、地方では民が悲惨な状況に陥っているのに官僚たちは何もせず、寇賊の乱の最中に州県の欠員の補足できないのが300余りあるなど人材登用の弊害があるとしている。また、科挙を受験するものは官になるとはどういう本質なのかを知らず、科挙に合格し官吏になれても危険な地に行きたがらないが、騎射法などを

使って武にも長けた文士を撰ぶことが重要だと述べている。宋応星が明朝の科挙を最上のものとしながらも人材登用の弊害を述べているのは矛盾しているようであるが、その背景として友人たちなどとの関係から彼が近い立場にあったと思われる復社自体が、「当初から科挙の弊害を認識しながらもその科挙によって派閥を拡大し主導権を握ろうとしていた」という事実があった（注2）ことなどが考えられる。また、宋応星が武にも長けた文士を撰ぶことが重要と述べていることは、『野議序』の中で邸報に取り上げられている淮安衛の武挙陳啓新が「天下の三大病根」の文と併せて「名将に軍国の重務一切を委任すること」の文を上奏していたこと（注3）を、宋応星が意識していたのかもしれない。軍隊を文官の統制下におかなければならない、というのは東林や復社の側の人々が主張してきたことであり、「進身議」の最後の段落で主張していることには、そのような背景があった（注4）のではないのかと思われる。

「民財議」では、宋応星は「財」と言うのは百貨のあらゆる物を指し、ただ金銭だけを言うのではなく、また今少ないのは銀の流通よりも五穀・木・桑・魚だとしている。このように宋応星は物や生産を重視しており、『天工開物』で穀類・養蚕・舟車・製紙など産業の生産技術について詳細に記述している片鱗が窺える。一方、お金の貸借が民を悲惨な状況に陥れているとして、銀の流通や金融業などの商業を軽視しているように思われる。銀の弊害を主張している点は、清初の黄宗羲『明夷待訪録』（注5）と同様であるが、宋応星は上記で述べたように「銀は少なくはない」と言っているのに対し黄宗羲は「銀の流通力の尽きることが二百余年である。・ ・ ・あわてふためいて銀を求めても、一体どこにあらうか」（注6）と言っておりこの点で両者に相違が見られる。このように、「民財議」を読むと、『天工開物』の序文において宋応星が「書物の順序は、五穀を貴び金玉を賤しむと意味に従っている」と記述しているとおり、宋応星は農業をもって立国の基本であるとする農本主義の考え、もしくは『天工開物』の内容自体が農業や養蚕だけでなく鉱工業にも重点が置かれているので彼は生産第一主義の考えをもっていた人物だったように思われる。

最後の「士気議」では、危うくなっている国家を落ち着かせるには士大夫の「気」が必要であるとし、10種類の「気」の「盛」と「衰」を対比させている。「気」の「盛」の人は、刑具や危険地をも畏れない心意気を持ち、官職や試験に執着せず自分自身を向上させ、北方異民族や流寇に果敢に立ち向かおうとする人物である。現実には、それと対照的な「衰」の士大夫の方が多かったのだろうか。彼は「気」が「衰」の時には、上に立つ者も下の者もそれぞれ自分の役割を果たし、お互いに励ましあってめぐりめぐって「盛」に至るように主張している。これは、『天工開物』で述べられている士大夫に対する憤りや彼らへの鼓舞と通ずるところがあると思われる。

さて、今回は「屯田議」からの訳注を続けたいと思っている。その際、今まで同様出来る限り時代背景を把握すると同時に、『野議』の他の議や『天工開物』の内容との比較・分析なども行ないながら訳注を進めたい。

考察と展望・注

- (1) 例えば、藪内清氏の訳注『天工開物』(前掲書)の解説に次のような記述がある。

「著者宋應星が生存していた時代は、明末のきわめてあわただしい時代であった。本書が刊行された崇禎十年には、すでにその前年に清と国号を改めた満州族が北方より首都北京をねらっており、国内の治安は乱れて物情騒然たる有様であった。しかるに宋應星はこれらのことに一言もふれておらず、かえってその序文に「幸いにも聖明な天子の下、極盛の世にうまれあわせ」と述べている。このことは彼が北京を遠く離れた江西の一隅に居住したことも一つの原因であろうが、また中国読書人の時局に対する無関心のほどを示すものと言わねばならない。」(p.371)

- (2) 小野和子氏の『明季党社考-東林党と復社-』(前掲書)によると、

「科挙の八股文が士人を如何に蝕んできたかは、復社自身が、その成立の当初から深刻に認識してきたことであった。その彼らが八股文の評選によって士人を組織してきたのは、一見、矛盾のようにみえるが、彼らはこれによって、簡易に知識を獲得しようとする新たな階層をもそのなかに吸収しつつ、政界のなかでの派閥を拡大し、その主導権を握ろうとしたのであって、・・・」(p.471)

このように科挙に対して、復社自体が矛盾を含んでいたと思われる。

- (3) 陳啓新の「天下の三大病根」の上奏文は、

- ①科挙によって人材を採用している→「科目」を停止すること。
- ②進士という資格のみを重んじている→「考廉」による推薦を行なうべきこと。
- ③推官・知県から科道官から選出している→科道官には他途からも考選すべきこと。

の3つの問題を提議しているが、小野和子氏によると、陳啓新のこの上奏文は1636年(崇禎9)2月に上奏され、それと併せて彼は名將に尚方劍を授け軍国の重務一切を委任することを上奏した(前掲書、p.468-469)。その中で陳啓新は次のように述べている。

「軍餉を充実し、兵数を充足させた上で、民間もふくめて虜(満州)を滅ぼし寇(反乱)を鎮圧することのできる大將を求めべきである。そのような人材が出にくいのは、彼らが「文官に鼻息を仰ぎ、下吏に提掇を聴か」なばならず、「文官の(彼らを)視ること奴隸の如き」状況があるからである。大將の人材として優れた者を抜擢し、軍国の重務の一切を彼らに委ねるのでなければならぬ」。(『復社紀略』下、652頁)

- (4) 上記の陳啓新の「天下の三大病根」と「名將に軍国の重務一切を委任すること」の上奏文に対して復社の人々は反撃するが、その中に彼らの文官優位の主張が見られる。

「・・・復社側はさらに協議を行ない、科挙出身者の科挙擁護論という、崇禎帝の嫌疑を招くことを避けて、非科挙出身者の侯選府庫大使程品に反撃を行なわせる。彼は、

(陳)啓新の科目を参せるは、科目を参するにあらざるなり、是れ国脈を傷つくるなり。科目の諸臣を参するにあらざるなり、孔孟を参するなり。(『復社紀略』下、654頁)

と、陳啓新の科挙中止論が、科挙における儒教的教養を否定することによって、孔孟をも否定するものであること、そこから大將登壇という如き、武官による軍事独裁への期待が出てくるのであって、それは文

官優位の国家の伝統を破壊するものであり、やがて焚書坑儒を招来するであろうと、陳啓新を激しく非難した。軍隊を文官の統制下におかなければならない、というのは、東林や復社の側の人々が主張してきたことであったが、これらの主張は容れられず、程品は刑部に送って処分に付された。」(小野和子氏、前掲書p.470)

- (5) 黄宗羲は、『明夷待訪録』の「財計（財政論）一」の冒頭で、

「後之聖王而欲天下安富、其必廢金銀乎。」と述べている。

- (6) 黄宗羲は、同じく『明夷待訪録』「財計（財政論）一」の中で、次のように記述している。

「今礦所封閉、間一開採又使官奴專之、以入大内、與民間無與、則銀力竭二百餘年。天下金銀、綱運至于燕京、如水赴壑。承平之時猶有商賈官吏返其十分之二三。多故以來在燕京者、既盡泄之邊外、而富商大賈、達官猾吏、自北而南、又能以其資力、盡歛天下之金銀而去。此其理尚有往而返者乎。夫銀力已竭、而賦稅如故也。市易如故也。皇皇求銀、將于何所。故田土之價、不當異時之十一。豈其壤瘦與。曰否。不能爲賦稅也。百貨之價、亦不當異時之十一。豈其物阜與。曰否。市易無資也。當今之世宛轉湯火之民。即時和年豐無益也。即勸農沛澤無益也。吾以爲非廢金銀不可。」(いまは鉞山は閉鎖され、またひとつ山を開いて採掘しても、また官奴(宦官)にこれをつかさどらせて宮中に入れ、民間と無関係だから、銀の流通力の尽きることが二百余年である。天下の金銀は、集団輸送で燕京に送られ、水の谷におもむくがようである。平和な時代には、それでも商人や官吏がその十分の二、三を元に戻すことがあった。多事以来、燕京にある金銀はことごとく国外に流出したのみでなく、富商大賈や高官奸吏が北から南へ移り、その際またその資力でことごとく天下の金銀を手におさめて持ち去りさえした。かくして道理として、それでもなお、流れ去ったものが再び元にもどってくるということがあろうか。そもそも銀の流通力がすでに尽きたのに、租税はもとのままである、交易はもとのままである。あわてふためいて銀を求めても、一体どこにあろうか。かくて田地の地価は昔の十分の一にもあたらないが、なんとその土地がやせたのであろうか。いやそうではない。租税を納めることができないからである。諸商品のあたいもまた昔の十分の一にもあたらないが、なんと物資が豊かになったのであろうか。いやそうではない。交易するのに、もとでがないからである。今の世において、熱湯猛火のなかにのたくり苦しむ民は、たとい世が平和で豊年であっても無益である。たとい水利のよい土地で農業につとめても無益である。わたくしの思うのに、金銀を廃止するのだからだめである。)

西田太一郎訳『明夷待訪録』(前掲書p.150-151)